

## 附 則

### (適用時期)

この法令解釈通達は、平成 29 年 1 月 1 日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産並びに所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）附則第 88 条（(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)）第 2 項及び第 3 項の規定の適用がある財産の評価について適用する。

### 《説明》

附則では、本通達の適用時期について定めている。

本通達は、基本的に、措置法 69 条の 6 及び同法 69 条の 7 の適用時期となる平成 29 年 1 月 1 日以後に相続等により取得した財産の評価について適用されることとなるが、同法 69 条の 6 及び同法 69 条の 7 は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）附則第 88 条（(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)）第 2 項及び第 3 項の規定により、直近に特定非常災害に指定された「平成 28 年熊本地震」（特定非常災害発生日：平成 28 年 4 月 14 日）に遡及して適用されることとされている。

このため、本通達は、「平成 28 年熊本地震」に係る特定非常災害発生日である平成 28 年 4 月 14 日前に相続等により取得した一定の土地等及び株式等の評価についても適用があることとなる。

### (参考)「平成 28 年熊本地震」における特定非常災害に係る特例の適用対象となる土地等及び株式等

#### 1 土地等

平成 28 年熊本地震において、特定非常災害の発生直後の価額によることができる土地等とは、次の①又は②に該当する土地等で、特定非常災害発生日である平成 28 年 4 月 14 日において所有していたもののうち、特定地域に指定されている「熊本県（全域）及び大分県由布市」内にある土地等である。

① 平成 27 年 6 月 14 日から平成 28 年 4 月 13 日までの間に相続又は遺贈により取得した土地等

② 平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 4 月 13 日までの間に贈与により取得した土地等

#### 2 株式等

平成 28 年熊本地震において、特定非常災害の発生直後の価額によることができる株式等とは、次の①又は②に該当する株式等で、特定非常災害発生日である平成 28 年 4 月 14 日において所有していたもののうち、相続、遺贈又は贈与により取得した時において、特定地域に指定されている「熊本県（全域）及び大分県由布市」内にあった動産等の価額が保有資産の合計額の 10 分の 3 以上（10 分の 3 以上であるかどうかの判定は、その株式等を取得した時の相続税評価額により行う。）である法人の株式等（金融商品取引所に上場されている株式等を除く。）である。

① 平成 27 年 6 月 14 日から平成 28 年 4 月 13 日までの間に相続又は遺贈により取

得した株式等

- ② 平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 4 月 13 日までの間に贈与により取得した株式等